

「東京都 都市再生分科会」について

1、趣旨

- 第1回 東京圏国家戦略特別区域会議(平成26年10月1日)における「区域計画(素案)」のうち、東京都における「都市計画法等の特例」に係る特定事業について、
 - ・ 国家戦略特区における規制改革を活用した迅速な事業実施により、経済活性化を早急に実現すること
 - ・ そのためにも、通常は自治体が発行している、都市計画法に基づく都市計画案の策定等の諸手続きを、区域会議において適正に実施することが極めて重要かつ緊急性が高いとの観点から、区域会議の下に、速やかに「東京都 都市再生分科会」を設置し、上記の諸手続きとともに、事業実施に係る課題の抽出・対応方針等に係る審議を行うこととする。

2、構成員等

- 区域会議と同様に、国(内閣府)、自治体(東京都・関係区)及び民間事業者の三者によるものとするが、関係区及び民間事業者については、区域計画(素案)別表に掲げる事業に基づき選定する。
- なお、必要に応じ、オブザーバーとして、国土交通省等を参画させることができることとする。

3、開催状況

- (1)第1回(平成26年10月21日)
 - ・ 「竹芝地区」、「虎ノ門四丁目地区」について、平成27年3月(目途)の区域計画認定に向けて、計画案の内容を確定予定。
 - ・ 10月21日に、区域会議として、「竹芝地区」に係る計画素案を公告
 - ・ 分科会出席者
内閣府、東京都、港区、東急不動産(株)、鹿島建設(株)、森トラスト(株)、国土交通省(オブザーバー)
- (2)第2回(今週中に持ち回り開催予定)
 - ・ 「大手町一丁目地区」、「虎ノ門一丁目地区」について、平成27年6月(目途)の区域計画認定に向け、計画案の内容を確定予定。
 - ・ 速やかに、区域会議として、「虎ノ門一丁目」地区に係る計画素案を公告予定
 - ・ 分科会構成員
内閣府、東京都、港区、千代田区、三井不動産(株)、森ビル(株)、国土交通省(オブザーバー)